

10月5日から住所の表示が変わります

平成21年7月27日の「住居表示実施」の告示に伴い、10月5日から「大字津久礼の一部」で、住居表示を実施します。

住所の表記は次のとおり変更となり、郵便番号も「869-1101」から「869-1111」となります。

【旧住所】	【新住所】
菊陽町大字津久礼3600番地131～299（武蔵ヶ丘7町内）	武蔵ヶ丘一丁目〇番〇号
菊陽町大字津久礼3600番地1～130、300～386（武蔵ヶ丘8町内）	武蔵ヶ丘二丁目〇番〇号
県営武蔵ヶ丘団地全域（武蔵ヶ丘1町内～6町内）	武蔵ヶ丘三丁目〇番〇号

※県営武蔵ヶ丘団地は、棟番号が街区符号（〇番）、部屋番号が住居番号（〇号）になります。
 ※住居表示実施後も、行政区（自治会）や学校区は従来どおりです。

すでに対象世帯の人には住所変更の通知（はがき）を送付していますが、実際に住所が変わるのは10月5日からです。運転免許証の住所変更などの手続きは、10月5日以降に行ってください。

詳しくは、後日配布するパンフレットをご覧ください。

住居表示新町界・新町名および街区割図



お願い：新町名「武蔵ヶ丘」は、隣接する熊本市にも同一町名が存在しています。緊急通報の際は、必ず「菊陽町の武蔵ヶ丘」と伝えてください。

菊陽町の指定ごみ袋制度

町では、「指定ごみ袋制」によるごみ処理の有料化を平成6年度から導入しています。ごみの収集・運搬の方法やごみ処理経費の負担などは、自治体ごとに異なっており、近隣の市町と異なる部分がありますので、本町の現状を改めてお知らせします。

制度導入の経緯

「指定ごみ袋制」を導入する前のごみ処理経費は、全て町税で負担していました。

しかし、増え続けるごみを減らし、資源の再生利用を推進するため、皆さんにごみの量に応じてごみ処理経費の一部を公平に負担していただく「ごみ処理の有料化」に取り組みました。

「指定ごみ袋制度」を導入する際には、町内の全地域で説明会を開催し、住民の皆さんにご理解いただき開始しています。

これと同時に資源物の有料化も検討し、再利用するまでには袋から出して再分別をするなどの処理が必要になり経費も発生するため、燃やすごみや不燃・埋立ごみと同様に有料としました。

ごみ処理経費の負担

指定ごみ袋の金額は、制度開始当時に菊池環境保全組合構成の5町（菊陽町、大津町、合併前の合

志町、西合志町、泗水町）で協議を重ねてきました。

皆さんに負担していただくごみ処理経費の一部は、指定ごみ袋の作製原価と袋の売りさばき店の手数料を差し引いて10円程度にすることで、大きい袋が30円、小さい袋が20円に定めて開始しました。

平成19年度の処理実績

皆さんから負担していただいたごみ処理経費の一部「住民負担額」が、ごみ処理経費全体に占める割合を「表」と「図」で表しています。

指定ごみ袋（大）でみた「住民負担額」の割合は、燃やすごみ6.5%、資源物4.2%、不燃・埋立ごみ2.0%で、全体では5.5%となっています。

町は、「指定ごみ袋制度」により、ごみの排出抑制や再生利用推進に取り組んでいます。今後も皆さんのご理解とご協力よろしくお願ひします。

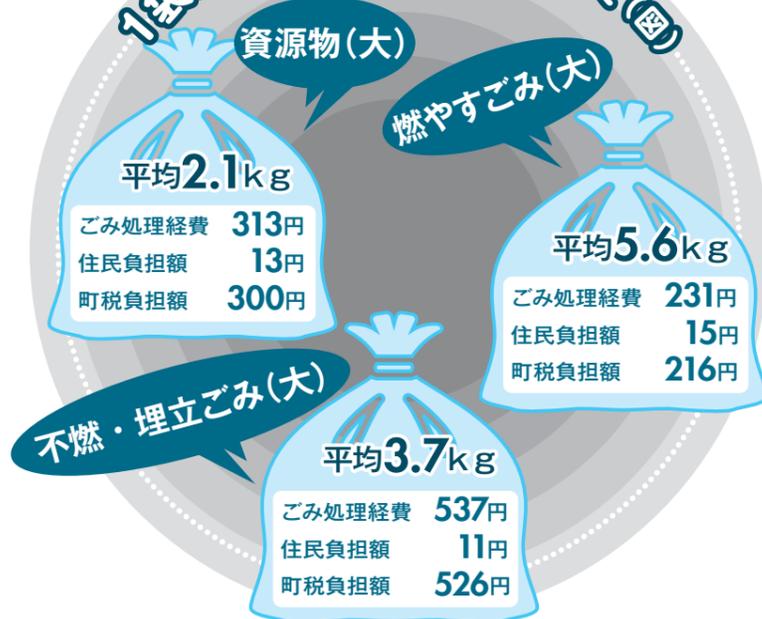
1kg当たりのごみ処理経費(表)

	1kg当たりのごみ処理経費		
	内 訳		合計 C=A+B
	住民負担額 A	町税負担額 B	
燃やすごみ	(円) 2.6	(円) 38.4	(円) 41.0
資源物	5.6	146.6	152.2
不燃・埋立ごみ	2.5	142.6	145.1

*「ごみ処理経費」は、菊池環境保全組合のごみ処理経費とごみ収集経費の合計。「住民負担額」は、指定ごみ袋の販売代金から指定ごみ袋の作製原価と販売手数料を差し引いた額。



1袋当たりのごみ処理経費(図)



問い合わせ

環境生活課

☎ 232-2114

問い合わせ

町民課 町民係

☎ 232-4914